

令和元年度 第3回江津市農業委員会総会

日時：令和元年6月20日(木) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 1階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第4号 非農地証明について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第7 その他

○ 出席農業委員（9名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子、4 番和田幸子

5 番二本木俊二 8 番田代和秋 9 番深野政勝、10 番原田和徳

11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（7名）

崎谷靖徳、河村博幸、井上清澄、湯浅憲昭、吉岐和功

階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長藤田佳久

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和元年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。来月は選挙がありまして、また忙しくなるかと思えます。今日の総会は大村委員と山本委員の農業委員が2名、それから流推進委員と仲津推進委員と佐々木要推進委員と佐々木康規推進委員の推進委員が4名。

合計で6名の欠席ということですが、議案は多数ございますので、厳選なるご審議をして頂きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より、令和元年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願ひいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解いただきましたので、4番 和田委員、5番 二本木委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法 第3条

《 松川町上津井 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願ひいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は位置図の1ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。権利は3条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、遠隔地に居住しており、現在耕作をお願ひしている譲受人に譲渡するということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人より申請地を譲り受けて、農業を拡大したいということです。世帯の稼働人員は2人中2人です。申請人は本人で、対価は無償譲渡です。担当委員は二本木委員です。以上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いします。

5番委員 位置図の1ページをご覧ください。場所は261号線を江津方面からずっと桜江方面へ進みますと松川橋がございます。松川橋は渡らずに更に桜江町へ50mくらい進みますと、左側に上津井線の市道がございます。そこを入れてずっと真っ直ぐ進みますと、この位置図の下の道を上がってきます。そこから更に上がって行きますと左側に打木橋がありまして、ここを渡りますと養豚場がご

ざいますが、この橋を渡らずに少し進んだ所に、もう閉鎖しておりますが●●●●さんとこの所がありまして、その上には●●●●という所がございます。その隣にある黒塗りの所が申請地です。この近くに●●●●さんの家がありますが、この方が圃場整備後すでに耕作をしている状況でございます、所有者の方はもう亡くなられて息子さんの方から、遺言で●●●●さんに無償譲渡するという申し出があったものですから、それに基づいて今回譲り受けるということのようです。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 跡市町 》

会 長 　次に日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は2ページから3ページになります。場所は位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。次に3ページをご覧ください。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。

㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●㎡です。田が6筆で●●●●㎡、畑が9筆で●●●●㎡です。合計15筆で●●●●㎡です。権利は3条の有償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、高齢病弱による労働力不足からやむなく離農するためということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人とは旧知の間柄であり、自作地の拡張のため取得するということです。世帯の稼働人員は2人中2人です。申請人は内田行政書士さんで、対価は10a当り●●千円です。担当委員は和田委員です。以上です。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いします。

4 番委員 位置図の2ページをご覧ください。位置図の右側約1キロ先に旧跡市中学校があります。そこから本明へ行く道があるのですが、ここは●●●●地区という所になります。圃場整備された田が●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●です。その周りに点在している斜線の部分が畑で耕作しておりました。譲受人の●●●●さんは14年前くらいにUターンされて、●●●●さんと懇意にされていて、ここを借りて田を作っていたようです。この田は●●●●さんが今も綺麗に作っておられます。●●●●さんは高齢ということと、奥さんが難病になられて●●●●の方へ夫婦で行かれたりしてしまっていて、周りの畑が草だらけになり、そのことを随分と気にされて、ここも一緒に作って欲しいということで、●●●●さんに譲りたいという申請を出されたようです。田も綺麗に作っておられるので、荒れ放題にしているより作ってくれる方がおられるなら、耕作して頂いた方が良くと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 桜江町市山 》

会 長 次に日程第 3、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 3 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに田で、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、個人の居宅と倉庫の敷地として使用したいということです。申請人は本人で、担当委員は田代委員です。工期は令和元年 7 月 5 日から令和 3 年 3 月 31 日です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

8 番委員 位置図の 3 ページをご覧ください。上の方にイワミ水道と森下建設がございますが、下の方へ進むと長谷方面になります。森下建設から約 1 キロ進んだ所に、道路の改良工事で市山第一トンネルが開通しまして、今は市山第二トンネルの工事に取りかかっている所です。丁度、斜線がある上側に●●●●がありまして、今回は立ち退きで●●●●さんの所は既に解体をされて、今は上にあります●●●●さんの所に入っておられます。現在、道路の取り付け工事中で、この取り付け工事が終わったら申請地に住宅を建てまして、入られると思います。一番心配をしているのは、こういった立ち退きで例えば●●●から江津や他の土地へ出られることを大変危惧されております。こうして、この地元に残って頂けるということは、●●●にとっては唯一の望みでありますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 桜江町大貫 》

会 長 次に日程第 4、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 5 ページをご覧ください。場所は位置図の 4 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は木材置場です。転用理由は、裏の山から木を伐りだし乾燥させて燃料として使うため、その過程で切り出した木を保管するためということです。申請人は植田行政書士さんで、対価は 10a 当り●●●千円です。担当委員は山田委員で、工期は許可の日から令和 2 年 4 月 30 日です。以上です。

会 長 それでは、山田委員から調査結果の報告をお願いします。

2 番委員 位置図の 4 ページをご覧ください。桜江大橋から左下にあります橋までが約 6 キロの所になります。ここには、交通省の案内板がありまして、左側が久井谷で上側が川本、右の方はわずかに看板が立っておりますが、ここの所を左に入っていくのですが、信号機の絵がありますけれど現在はありません。この所を入れて約●●●mの場所に申請地がございます。道路は民家側と久井谷川側とありまして、入り口を入れてから分かれていくのですが、右の方は旧道で民家側の方が新しく出来た市道久井谷線という道路になります。この道を入れて行くと、交わった所からも久井谷川が道に並行して流れています。道が交わった所に久井谷川の橋があるのですが、そこから約●●●mの所に●●●●さんの家がありまして、その隣に申請地がございます。申請地の上の方は山になっておりますが、ここは久井谷地区の急傾斜崩壊区域と言いまして、山崩れと言いますか非常に砂利の多い山で、申請されている所も砂利がどんどん入ってきて、畑として●●●㎡という面積がありますけれど、ほとんど砂利で埋まっている

ような狭くなっている農地です。今回、買われて木材を置きたいということですが、木材もこの上の方にあるものを切ってされるということを聞いております。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 よろしいでしょうか。今、言われたように山を背負っていて、レッドゾーンになるということですよ。このような小屋なら良いのでしょうか。

事務局 小屋を建てるという事では無く、木材を置くだけです。

会 長 そうですか、わかりました。

2 番委員 大石さんの所は急傾斜ですので、きちんと防護柵が設けてありますし、今の場所には周りに家がありません。ただ、今現在も雨が降れば砂利が出てくるような危険な所ではあります。

●番委員 例えば、集中豪雨等で川が氾濫したら、木材が流れるということはないでしょうか。

2 番委員 災害について言いますと、47年の災害では浸かってしまいました。最近の水害ではギリギリのところまで水に浸かることはありませんでしたが、水害の危険性がある場所ではございます。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に日程第4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の5ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個

人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受け、個人住宅を建てたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から令和2年5月31日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の5ページをご覧ください。位置図には載っていませんが、左側には国道9号線が走っておりまして、都野津西交差点がございます。その都野津西交差点から、位置図の左側から斜め下に通っております県道皆井田江津線を、跡市方面へ約500m進みまして、●●●●というお店のある交差点を左折して、約●●●m進み左折をしますと申請地がございます。この付近にはのぞみ保育園や赤羽根児童公園があります。申請地の道路を挟んで左側ののぞみ保育園駐車場とありますが、その北側には既に住宅が建っております。また、申請地の斜め上側の土地には、砂利が敷き詰められておりまして、駐車場として使われているように見受けられました。周辺は都野津の土地区画整備事業で整備された土地ですので、だんだんと家が建ってきております。そのような場所でもありますので、特に問題は無いかと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の6ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。



権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、自営業の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、建設業の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受け、個人住宅を建てたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は10a当り●●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から令和2年4月30日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の6ページをご覧ください。上から左下に国道9号線が通っておりまして、ここは二宮町の青山地区と言われる地域です。ファッションセンターしまむら、キヌヤ、ジュンテンドーがある所です。信号機の所から約●●m進んだ右側に申請地がございます。既に周りは住宅が建っておりますので、特に問題は無いかと思えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

非農地証明

《 渡津町 》

会 長 次に日程第5、議案第4号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は6ページをご覧ください。場所は位置図の7ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、地目は登記簿が畑で現況は山林、面積は●●●m<sup>2</sup>です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和49年月日不詳より耕作しておらず、山林となっているということ

です。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は佐々木英夫委員と野村推進委員です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は 7 ページをご覧ください。●●●●の碎石場の位置でございます。写真をご覧くださいように、皆さんお馴染みかと思いますが、この辺りは昨年から出ている場所です。この一連の頂上部分の非農地証明というのは、以前も説明をしたことがございますが、県の指導によりまして安全性の確保の為に、国道 261 号線に落石等の危険が及ばないように、その整備をするよう行政指導があったことで、このようなことが進められています。ここの頂上の部分は約 100 筆の農地がありまして、その内、済んでいる箇所が 3 分の 1 に満たないという状況です。不在地主がほとんどなので、なかなか手続きが進まず行政書士さんも悩まれているようです。今回はそういった所の一連の証明申請であります。この事案については、昨年の 11 月頃まで出てきておりますけれども、本来はまだまだ出てくる事案だと思います。その都度、検討させて頂くものですので、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、野村推進委員から報告をお願いします。

野村推進委員 今、佐々木委員が言われました通りでございます。昨年の 3 月から同じ●●●●の非農地証明が出ております。3 月、6 月、8 月、11 月というように出ておりまして、今年からは 6 月が初めてですが、昨年の 4 回で●●●●という地番で、筆数で言えば 31 筆あると聞いておりますけれども、昨年で 17 筆の非農地申請がありまして、今回 1 筆プラスということになります。まだ残っておりますので、来月以降も申請があれば、同じような説明をさせて頂くようになると思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。今、野村推進委員から 31 筆という説明がありましたが、これは●●●●が 31 筆ありまして、その隣の●●●●が 25 筆あるというように出ておりますので、付け加えてお伝えさせていただきます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第6、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤促進法に基づく農地利利用集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。まず、1ページをご覧下さい。今回は●●地区で●●●●と●●●●が出ております。●●●●は畑が7筆で●●●●㎡、再設定となっております。●●●●は畑が1筆で●●●●㎡、再設定となっております。合計で●●●●㎡です。次に2ページをご覧下さい。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●、住所は●●●●の方です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっております。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で●●●●㎡です。合計で畑が4筆で●●●●㎡です。再設定です。権利の設定をする者が●●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっております。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。再設定です。権利の設定をする者が●●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃

貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況  
ともに畑で面積が●●●●㎡です。再設定です。権利の設定をする者が●●●  
●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●です。  
利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃  
貸借で農地中間管理事業となっています。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、  
江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件につい  
て、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手を  
お願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、  
江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行  
います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第3回  
江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は7月22日の  
月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前10時30分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員